

今年度は、給付金を受給していない世帯のうち、家計急変により保護者の収入が激変した世帯に対して給付金の支給対象となる場合があります。該当すると思われる方は、事務室へ申請書類を取りにきて下さい。詳しくは資料をご覧ください。提出締切は2月19日(金)までです。

【再】沖縄県高等学校等奨学のための給付金(家計急変)

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯を対象に、平成26年度から「沖縄県高等学校等奨学のための給付金制度」が始まっています。

令和2年7月1日において、次の要件を、すべて満たしている方が支給対象となります。

(7月以降の家計急変は申請の翌月(申請が月初めの場合申請の月)の1日)

- (1) 保護者等(親権者)の道府県民税及び市町村民税所得額が非課税相当世帯
- (2) 保護者等(親権者)が、沖縄県内に在住している
- (3) 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学している
- (4) 生徒が、平成26年4月1日以降に、高等学校等に入学している

○支給額(返還の必要はありません) ※国公立高校の場合

世帯状況		給付額(年額)
非課税世帯	通信制課程以外の課程に在籍する第1子	84,000円
	通信制課程以外の課程に在籍する第2子以降 ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	129,700円
	通信制・専攻科課程に在籍	36,500円

○提出書類

- 高校生等奨学給付金受給申請書(様式1)
- 生活保護受給証明書(生活保護を受給している場合)(様式2)
- 健康保険証の写し(15歳以上23歳未満(中学生を除く)の扶養されている兄弟姉妹がいる場合)
- 債権者登録申請書(別添様式)
- 振込口座の通帳の写し
- 依頼書(申請者と振込先口座の名義人が異なる場合のみ)
- 同意書(就学支援金制度の関係書類を利用することについて同意した場合)
- オンライン学習の通信費に係る誓約書(スマートフォンなどネット環境のある方のみ)
※生活保護で生業扶助を受けている方は受給対象外のため提出する必要はありません。
- 保護者等保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類
離職票、雇用保険受給資格者証等 破産宣告通知書・廃業等届出書のいずれか
- 家計急変前・家計急変後の収入を証明する書類
課税証明書の写し(家計急変前)
会社作成の給与明細、直近の給付明細書(家計急変後)
税理士又は公認会計士の作成した証明書類(家計急変後)
- 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認する書類
扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族分の健康保険証の写し扶養親族の記載が省略されていない課税証明書
※災害などに起因しない離職(定年退職など)は、家計急変の対象となりません。
※生活保護の生業扶助の受給者は給付金の支給対象にはなりません。
※状況に応じて追加書類の提出をお願いすることがあります。

○問い合わせ先

事務室 担当者 新垣 TEL:098-897-1020